

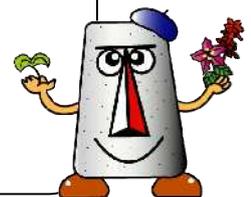
新しい住居表示
～わかりやすく住みよい町へ～

宇部市

住居表示のお問い合わせは・・・

宇部市役所 都市整備部 都市計画課

電話 0836 (34) 8465



新しい住居表示とは

新しい住居表示は、「住居表示に関する法律」に基づき、住所の表示を変えることで、町を誰にでもわかりやすいものとし、わたしたちの日常を便利にするものです。

住居表示が実施されると、住所の表示は、それまでの「大字+地番」で表す方法から、「新町名+街区番号+住居番号」を使って表す方法に変わります。

宇部市では、昭和39年から年次的に市街地において新しい住居表示を実施しています。

なぜ、新しい住居表示が必要なのか？

わたしたちの日常生活の中で、住所を表す場合、「大字+地番」という方法で「宇部市大字小串1000番地100」と表したり、「通称名」で「宇部市小串北蛭子」と表したりしています。

しかし、「大字+地番」という表記は、もともと土地の所在を表していたものであり、土地の分筆や合筆によって、地番が順序よく並ばない状態になっていたり、「通称名」による表し方も、町の区域がわかりにくく、個々の住居の場所が探しにくいといった問題が生じています。

こうした混乱を解消するために、新しい住居表示の制度が生まれました。

新しい住居表示を実施すると・・・

- ・初めての訪問者が家などを探する場合、目的地を見つけやすくなります。
- ・緊急時に、救急車・パトカー・消防車等がより早く現場へ急行できます。
- ・郵便物や商品等の配達先がわかりやすくなります。



新しい住居表示の方法

◎ まず、町をわかりやすく区画します。〈図1〉

町の境界は、道路や河川等の恒久的な施設等で、わかりやすく区画します。（例：西桃山一丁目）

◎ 次に、街区番号を定めます。〈図1〉

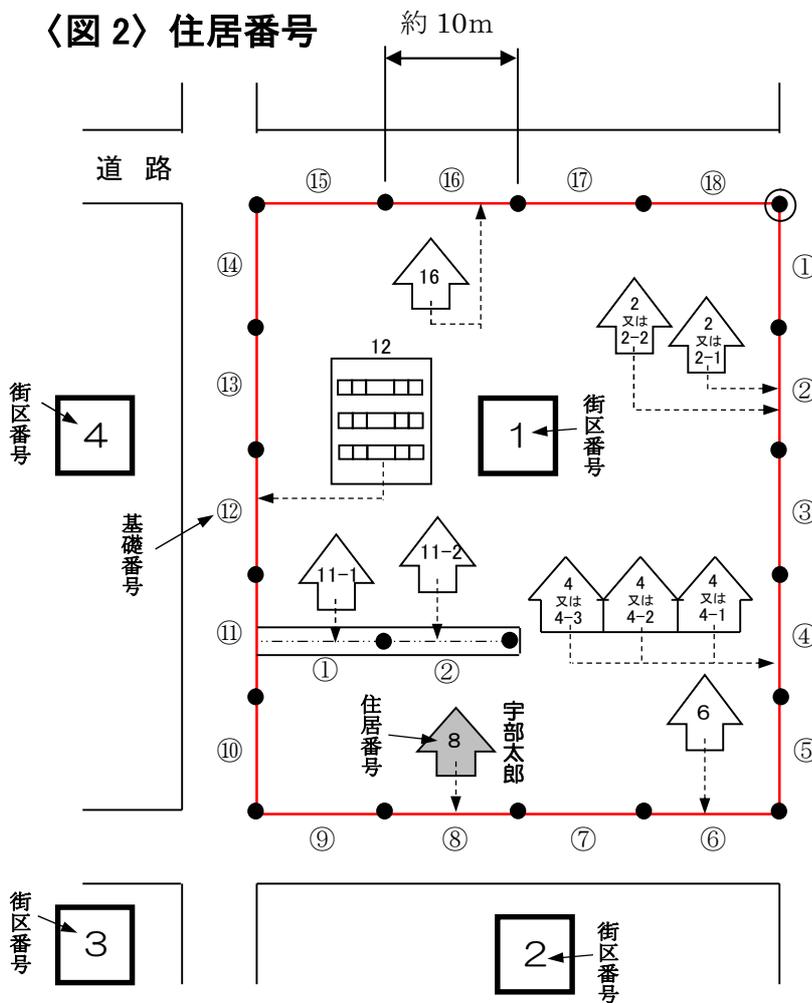
町の中をさらに道路などで区切ります。この区画を「街区」と呼び、時計回りに①、②、③の順に「街区番号」を付けます。

◎ 最後に、住居番号を定めます 〈図2〉

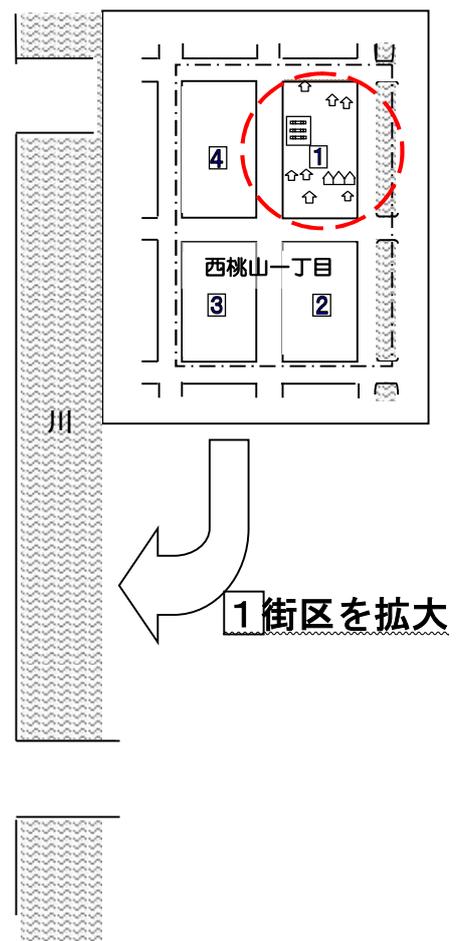
街区の右上を起点に、街区の周囲を約10m間隔に区切り、時計回りに①、②、③の順に「基礎番号」を付けます。

「住居番号」は、建物からの出入口のある「基礎番号」によって決まります。（例：宇部太郎さんの住所「宇部市西桃山一丁目1番8号」）

〈図2〉 住居番号



〈図1〉 町の境界と街区 ①～④



〈お願い〉

建物の出入口、事業所の名称等を確認するため、係員が皆さまのお宅へお伺いすることがあります。調査へのご協力をお願いいたします。

住所の表し方

<例>

現在の住所の表し方	宇部市 <u>大字小串</u> <u>1000 番地 100</u> (大字) (地番)
↓	
新しい住所の表し方	宇部市 <u>西桃山一丁目</u> <u>1 番 8 号</u> (新しい町名) (街区番号) (住居番号)

※新しい住居表示は、地区や自治会を再編するものではありませんので、
住居表示が実施されても、地区や自治会の区域は変わりません。
各種行事やコミュニティ活動も今までどおりです。

本籍、不動産の所在の表し方

本籍地や不動産登記簿に記載されている不動産の所在（土地の地番や建物の家屋番号）は、「新しい町名」と「地番」を組み合わせた表示に変わります。「地番」は変わりません。

<例>

区分	住居表示実施前	住居表示実施後
本籍	宇部市 <u>大字小串</u> 1000 番地 100	宇部市 <u>西桃山一丁目</u> 1000 番地 100
不動産 (土地)	宇部市 <u>大字小串</u> 1000 番 100	宇部市 <u>西桃山一丁目</u> 1000 番 100

※ 住居表示実施区域内に本籍がある場合は、住居表示実施後に、市役所市民課から筆頭者宛に「本籍の表示の変更について（お知らせ）」を送付いたします。

※ これまで住所と本籍の表示が同じだった方は、住居表示実施後は異なる表示となりますが、本人の希望により、「街区番号」までを住所に合わせるすることができます。転籍届（無料）が別途必要ですので、詳しくは、市役所市民課、北部総合支所北部地域振興課、各市民センターにお問い合わせください。

住居表示実施に伴う手続き

◎ 手続きが必要ないもの

住居表示を実施することにより、住所や本籍、土地・建物の表し方が変わりますが、次のものについては、自動的に書き換えられますので、住所変更手続きは必要ありません。

○ 手続きをしなくても、関係機関で自動的に書き換えられるもの

市役所関係	住民基本台帳(住民票)、戸籍簿(戸籍謄抄本)、印鑑登録原票(印鑑証明)、市税台帳、上下水道使用者の住所変更
市役所以外の公共関係	山口地方法務局(ただし、不動産登記簿の表題部の所在欄のみ)、山口県(県税台帳関係)、NHK、NTT、中国電力

○ 手続きが必要ないもの

郵便局 (郵便物関係)	住居表示実施後約1年間は、旧住所が書かれた郵便物でも配達されます。なお、知人や取引先などに新しい住所をお知らせするための無料はがき(郵送料も無料)を、一世帯に50枚ずつ配布いたしますので、ご利用ください。
パスポート	手続きは不要です。所持人記入欄の住所に二重線を引いて、住居表示実施後の新しい住所にご自身で訂正してください。
国民年金第1号被保険者の方 (未受給の方)	手続きは不要です。ただし、第2・3号被保険者は勤務先等(配偶者の勤務先等)に届出が必要です。
国民健康保険被保険者証 介護保険被保険者証 障害者・乳幼児・母子・父子家庭医療費受給者証	住居表示実施以降に発行するものについては、新しい住所が記載されますので、手続きは不要です。 現在お持ちの保険証や受給者証を訂正する必要がある場合は、市役所担当課で書き替えることもできます。保険証または受給者証をご持参ください。
後期高齢者医療被保険者証	手続きは不要です。住居表示実施後の新しい住所が記載してある保険者証を郵送しますので、差し替えてください。
高齢者バス優待乗車証 障害者バス優待乗車証	手続きは不要です。

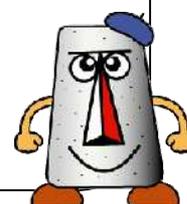
◎ 手続きが必要となる主なもの

以下については、住居表示実施日以降に、皆さまご自身による変更手続きが必要です。このほかにも、勤務先への届出、契約、登録、許可、認可等で、法令により住居表示変更の届出を要するものは、すみやかに所定の手続きをお願いします。

事 項	届出先	必要なもの
土地・建物などの不動産の所有者の住所変更	山口地方法務局 宇部支局 Tel21-7211	○登記申請書 ※申請書作成にあたっては、登記事項証明書、登記済証（権利証）等で不動産の表示を確認する必要があります。 ○住居表示変更証明書 ○印鑑（個人の場合は認印、法人の場合は代表者印） ※代理人の場合は委任状が必要
自動車運転免許証の住所及び本籍の変更	宇部警察署 Tel22-0110 山口県総合交通センター Tel083-973-2900	○運転免許証 ○住居表示変更証明書 ○本籍の表示に変更のあった場合は本籍変更証明書も必要です。
自動車の所有者及び使用者の住所変更	普通自動車の場合 中国運輸局山口運輸支局 Tel050-5540-2073（サービスコード 037） 軽自動車の場合 軽自動車検査協会山口事務所 Tel050-3816-3085	○自動車検査証 ○住居表示変更証明書（個人） ○登記事項証明書（法人：変更登記が記載してあるもの） ○印鑑（法人の場合は代表者印） ※申請書代 100 円程度必要です。
住民基本台帳カード（顔写真付き）の住所変更	宇部市役所市民課 Tel34-8264 北部総合支所北部地域振興課 Tel67-2813	○住民基本台帳カード
マイナンバーカードの住所変更	各市民センター （東岐波、西岐波、厚南、原、厚東、二俣瀬、小野） ※要電話予約	○マイナンバーカード
特別永住者証明書、在留カード（みなされるものを含む）の住所変更	宇部市役所市民課 Tel34-8238 北部総合支所北部地域振興課 Tel67-2813	○特別永住者証明書、在留カード（みなされるものを含む）
障害者手帳（身体・療育・精神）をお持ちの方	宇部市役所障害福祉課 Tel34-8314	○お持ちの手帳
国民年金第2号・第3号被保険者の方	各勤務先又は各共済組合	左記までお問い合わせください。

事 項	届出先	必要なもの
国民年金・厚生年金を受給されている方	宇部年金事務所 Tel33-7111	<ul style="list-style-type: none"> ・住居表示変更の届出が不要な場合がありますので、左記までお問い合わせください。 ・届出が必要な方は、市役所保険年金課、北部総合支所、市民センターに備付のハガキ等に必要事項を記入して宇部年金事務所へ郵送してください。
共済年金を受給されている方	各共済組合	左記までお問い合わせください。
貯金通帳・株式・生命保険・郵便貯金・簡易保険等の名義人の住所変更	各銀行・証券会社・保険会社・郵便局など	<ul style="list-style-type: none"> ○住居表示変更証明書 ○印鑑（届出済のもの） ○預貯金通帳・保険証書など（届出先会社によって異なります。）
会社等の所在地及び役員等の住所変更 ※本店（主たる事務所）は実施日から2週間以内 ※支店（従たる事務所）は3週間以内	山口地方法務局山口本局 Tel083-922-2295 ※宇部支局で事務手続きは取り扱っていません。	<ul style="list-style-type: none"> ○住居表示変更証明書 ○登記申請書 ○印鑑（届出済のもの） ※代理人の場合は委任状が必要
携帯電話等	各移動体通信会社	各会社所定の方法
各種免許、許可証等をお持ちの方	各種免許、許可証等を交付している各関係機関	手続き方法等は各種手続きによって異なりますので、関係機関にお問い合わせください。

MEMO



住居表示実施後に新築・改築したときは

住居表示実施後に、建物を新築したり、改築したことによって出入口の位置を変えられた場合は、住居番号の付番手続きや変更手続きが必要となります。詳しくは、市役所市民課へお問い合わせください。

「住居表示変更証明書」の請求について

「住居表示変更証明書」は、住居表示の実施に伴い、住所や本籍、施設の所在地が変更されたことを証明するものです。住居表示実施日に、その区域に住民票のある方、または本籍がある方は住居表示実施日以降に、請求により無料発行しています。必要な枚数を、各自ご請求ください。

◎ 請求方法

「諸証明の交付請求書」（緑色）に必要事項を記入し、受付窓口に提出してください。本人確認のため、身分証明書（運転免許証など）が必要です。

<記入例>

諸証明の交付請求書 緑

(宛先) 宇部市長

① 窓口に来られた方 ※口番の欄は押印不要 ** 年 ** 月 ** 日

住所	宇部市西桃山一丁目1番8号		
フリガナ		電話番号	
氏名	宇部太郎	印	

② どの証明が何通必要ですか

住居表示	使用目的	登記・登録事項等()	通
住居表示	実施前	宇部市 大字小串 1000 番地100	1
	実施後	宇部市 西桃山一丁目1番8号	
	氏名	宇部太郎	
不在証明	住所又は本籍		通
	氏名又は家族名		
同一提出	所在地		通
	所在地		
新設資料			通
			通
備考			

記録方法
 宛・姓・住居内
 姓・年・裏面

この部分を記入して、
窓口へ提出してください。

◎ 請求できる方 ※下記以外の方は「委任状」が必要です。

事 項	請求できる方
住所に関する証明	○請求者本人 ○請求者と同一の世帯の方
本籍に関する証明	○請求者本人、配偶者、父母、祖父母、子、孫など直系親族 ○請求者と現在同じ戸籍に記載されている兄弟姉妹 ○養子縁組している方は養父母または養子
施設の所在地に関する証明	○該当施設の管理者 ○事業所等の長

◎ 受付窓口一覧

窓 口	開庁時間
市役所市民課証明発行係 TEL 34-8243	平日：午前8時30分～午後5時15分 毎週木曜日：午前8時30分～午後7時 ※ただし、祝日を除く。
北部総合支所北部地域振興課 TEL 67-2813	平日：午前8時30分～午後5時15分 ※ただし、祝日を除く。
各市民センター	

◎ 開庁時間内に窓口に来ることができない場合

電話予約（午前8時30分から午後5時15分まで）により、開庁時間外に受け取ることができます。受け取る際は、身分証明書（運転免許証など）をご持参ください。

予約できる窓口	市役所市民課、北部総合支所北部地域振興課、各市民センター
受取り時間	平日：午後5時15分から午後8時まで 土日・祝日：午前9時から午前12時(正午)まで
受取り場所	各施設の宿直室 (市役所で受取る場合、木曜日に限り午後7時まで窓口を延長していますので、市民課での受取りとなります。)
電話で伝える内容	1. 旧住所（※旧本籍） ※本籍の変更の場合 2. 新住所（※新本籍） 3. 証明が必要な方の氏名、又は法人名等 4. 必要部数
注意事項	○予約してから7日経つと、予約は取り消しになりますのでご注意ください。 ○受け取る際に、内容や枚数などの変更はできません。 ○郵便で請求することもできます。返信用封筒（切手貼付、宛名記入したもの）の同封が必要です。

みなさんにお配りするもの

①通知書

世帯主宛に、住所がどのように変わるかをお知らせするものです。

②住居表示変更通知用 無料はがき（50枚）

新しい住所を知人や取引先などへ連絡する際にご利用ください。
追加が必要な場合は、市役所都市計画課にご相談ください。

③「町名表示板」「住居番号表示板」

各住居の玄関や門柱など見えやすい所に取り付けてください。

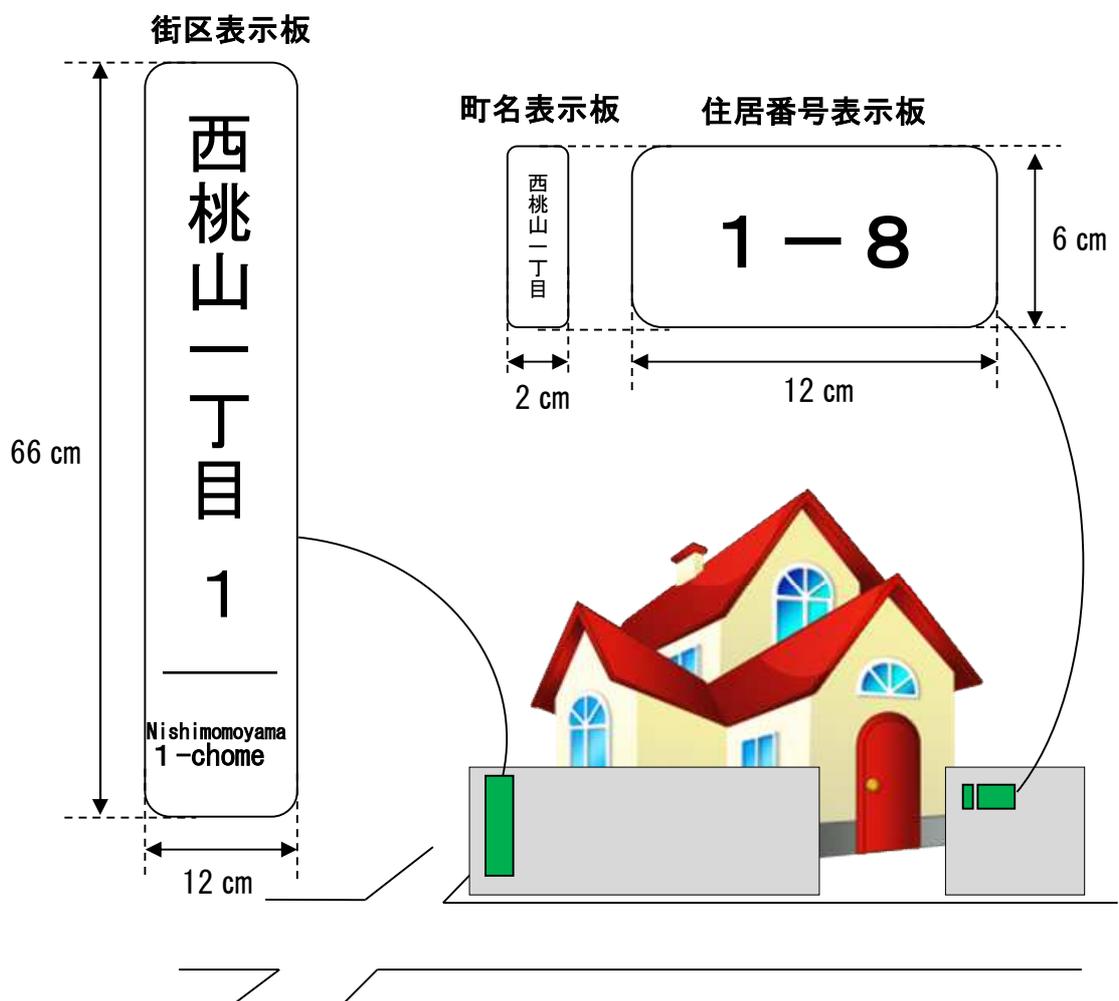
表示板の取付

・「町名表示板」「住居番号表示板」

各家庭において、玄関や門などに取り付けをお願いします。

・「街区表示板」

係員が、街区の角などに取り付けます。



よくある質問について

Q. 郵便番号はどうなりますか。

A. 住居表示実施に合わせて、新たな郵便番号が新しい町ごとに付きます。

Q. 住居表示は人が住んでいる所だけに行うのですか。

A. 住居表示は、人が住んでいる所だけではなく、会社、事務所、事業所、官公庁や貨物の集配先となる倉庫などの住所に対して行います。

Q. 新しい「住居番号」と土地の「地番」は違うのですか。

A. 住居表示に使用する「住居番号」と土地の「地番」はまったく別のものです。「地番」とは、不動産登記法により定められた土地の番号のことです。「住居番号」は、一定の基準により建物ごとに付けられます。

田や駐車場などの建物がない土地には、「地番」はあっても「住居番号」はありません。

Q. 不動産を所有していますが、住所変更手続きが必要ですか。

A. 不動産登記簿の表題部の所在欄は自動的に変更されますが、所有者の住所については変更手続きが必要です。登記申請書を作成し、住居表示変更証明書を添付してください。手続きには一定期間かかります。

なお、売買・贈与等による所有権等の異動が発生しなければ、急いで手続きしなくても支障はありません。

Q. 住所変更手続きにかかる手数料等はどうなりますか。

A. 市で発行する住居表示変更証明書（無料）を添付すると、登録免許税、各種申請手数料等は免除されます。ただし、司法書士等代行業者へ手続きを依頼された場合は報酬等が発生しますので、ご注意ください。

Q. 住所変更によって発生した費用の補助はありますか。

A. 補助金等の制度はございません。印刷費用、印判作成費用などは自費となります。

ご注意ください！

住居表示実施前に、住所が記載されたもの（名刺・封筒・パンフレットなど）を作成される場合は、作成する量を調整するなど、ご配慮ください。

